⑼　入札説明書の交付に関する事項
⑽　落札者の決定方法
⑾　物品等契約手続第19条第２項又は不動産等契約手続第21条の規定による申請の時期及び場所

２　契約責任者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項のただし書きによる入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

３　契約責任者は、第１項の規定による公告において、当該調達契約を担当する社員の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語により、記載するものとする。

⑴　調達する物品等又は特定役務の名称及び数量
⑵　入札期日又は物品等契約手続第19条第２項若しくは不動産等契約手続第21条の規定による申請の時期
⑶　当該調達契約を担当する契約担当部署の社員の氏名及びその所属する部署の名称

（郵便等による入札）

第13条　郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便による入札を禁止してはならない。

（入札説明書の交付）

第14条　契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に付そうとするときは、競争に参加しようとする者に対し、入札を行うため必要な次の各号に掲げる事項を記載した入札説明書を交付するものとする。

なお、特定役務のうち行動計画の対象となるものについては、行動計画の定めるところによる。

⑴　第12条第１項又は第17条第１項により公告又は公示するものとされている事項（第12条第９号に掲げる事項を除く。）
⑵　調達をする物品等又は特定役務の仕様その他の明細
⑶　開札に立ち会う者に関する事項
⑷　契約責任者の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地
⑸　契約の手続において使用する言語
⑹　契約の手続において電子的手段を用いる場合には、当該電子的手段に関する事項
⑺　その他必要な事項

（入札説明会の実施）

第15条　契約責任者は、コンピュータ製品、電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービスに該当する調達案件を一般競争に付そうとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、入札説明会を実施する旨を入札公告に明示する。

⑴　意見招請を実施した調達
⑵　総合評価落札方式とする調達
⑶　調達対象の性質を考慮して、開催することが適当と認められる場合
⑷　契約の内容、入札条件等で公告文に記載することが困難な事項、誤解を生じるおそれがある事項等について補足説明をする必要があると認められる場合

２　前項の入札説明会の開催日は、次のとおりとする。

⑴　コンピュータ製品及び同サービス
　入札公告後20日以内
⑵　電気通信機器、医療技術製品及びこれらのサービス
　入札日（入札者に求める義務がある場合はその受領期限）の30日以上前

（分割契約の禁止）

第16条　協定その他の国際約束及びＡＰの適用を回避する意図の下に、いかなる調達契約も分割してはならない。

（指名競争の公示）

第17条　契約責任者は、指名競争に付そうとするときは、第12条の例により、第12条において一般競争について公告する事項のほか、指名競争において指名されるために必要な要件についても公示しなければならない。

２　競争参加者への通知は、第12条第１項第１号及び第４号から第６号について、前項による公示の日においてしなければならない。

３　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる次項を通知しなければならない。

⑴　一連の調達契約にあっては、第12条第１項第８号に掲げる事項
⑵　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第18条　契約責任者は、調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において前条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請があったときは、速やかに、その者が当該調達契約に必要な資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

２　契約責任者は、調達契約にかかる指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、指名されるために必要な資格を有すると認められた者を指名するとともに、当該指名する者に対し、前条第２項に規定する事項及び前条第３項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３　契約責任者は、調達契約につき一般競争又は指名競争に係る資格審査の申請を行った者から入札書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては第12条第１項第３号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有することを認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。

４　契約責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。

（指名競争契約における一般競争契約に関する規定の準用）

第19条　第10条、第11条、第13条、第15条及び第16条の規定は、指名競争契約の場合に準用する。

（随意契約によることができる場合）

第20条　次の各号のいずれかに該当する場合に限り、随意契約によることができる。

⑴　他の物品等をもって代替させることができない芸術品又は特許権等の排他的権利に係る物品等若しくは特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているとき
⑵　既に調達した物品等（以下この号において「既調達物品等」という。）の交換部品その他既調達物品等に連接して使用する物品等の調達をする場合であって、既調達物品等の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既調達物品等の使用に著しい支障が生ずるおそれがあるとき
⑶　会社の委託に基づく試験研究の結果製造された試作品等の調達をする場合
⑷　既に契約を締結した建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）について、その施工上予見し難い事由が生じたことにより既契約工事を完成するために施工しなければならなくなった追加の建設工事（以下この号において「追加工事」という。）で当該追加工事の契約に係る予定価格に相当する金額（この号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約を締結した既契約工事に係る追加工事がある場合には、当該追加工事の契約金額（当該追加工事が二以上ある場合には、それぞれの契約金額を合算した金額）を加えた額とする。）が既契約工事の契約金額の100分の50以下であるものの調達をする場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約工事の完成を確保する上で著しい支障が生ずるおそれがあるとき
⑸　計画的に実施される施設の整備のために契約された建設工事（以下この号において「既契約工事」という。）に連接して当該施設の整備のために施工される同種の建設工事（以下この号において「同種工事」という。）の調達をする場合、又はこの号に掲げる場合に該当し、かつ、随意契約の方法により契約が締結された同種工事に連接して新たな同種工事を調達する場合であって、既契約工事の調達の相手方以外の者から調達をすることが既契約工事の調達の相手方から調達をする場合に比して著しく不利と認められるとき。ただし、既契約工事の調達契約が第12条及び第14条又は第17条により締結されたものであり、かつ、既契約工事の入札に係る第12条の公告又は第17条の公示において、この号の規定により同種工事の調達をする場合があることが明らかにされている場合に限る。